

第V編

重要施策の展開

第1章 地域のなかでその人らしい生活を支援するために

第2章 福祉でまちづくりをすすめるために

第3章 お互いに支えあえる地域福祉を推進するために

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

第1章 地域のなかでその人らしい生活を支援するために

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、さまざまなニーズがあります。一人ひとりに合わせ、福祉サービスだけではなく、住居や就労、医療や教育などいろいろなサービスが組み合わされていくことが必要です。また生まれてから老いていくまで一生涯にわたって途切れることのない継続した支援があることで安心をつくりだします。ただし公助だけではなく、共助や自助が協働することで、より豊かな地域生活の質が向上されるのです。こうした総合的な支援のあり方を「地域包括ケア」といいます。その人らしい生活を支援していくために地域包括ケアシステムをつくることが本プランの基本的な目標です。

1 総合相談支援システムの定着

福祉21ビーナスプランでは、ケアマネジメント*の手法にもとづく総合相談支援のシステムと拠点をつくってきました。これが保健福祉サービスセンターに象徴されるワンストップサービス*の構想です。身近なところで安心して相談支援ができること。そのために必要な専門職や専門機関が共通理解の中で連携して、働きかけることができるしくみをつくることなど、今まで築き上げてきた茅野市独自のシステムを定着させていく必要があります。

○市内関係者との共通理解

総合相談支援システムを定着させていくためには、このシステムの意味や必要性を専門職や市民が共通理解することが大切です。このシステムがつくられた背景や当時の関係者の願いや想いをしっかりと伝承していくこと、その上でさらによい支援ができるよう向上させていくことが必要であり、そこに携わる人たちの研修が不可欠です。従来からも福祉21ビーナスプラン研修をしてきましたが、第2次プランでは市内の社会福祉法人や指定事業者などにも研修対象を広げたり、必要に応じては市内の関係者が研修を通して資質向上をしていくことを積極的に促していく施策を行います。

○保健福祉サービスセンター運営協議会の設置

また保健福祉サービスセンターの運営がより市民に開かれたものであるように、第2層(市全域)に「保健福祉サービスセンター運営協議会」を設置し、保健福祉サービスセンターの総合相談システムや保健福祉サービス業務などの方向性や運営について客観的な視点からの意見・提案をいただき、福祉21ビーナスプランの基本理念に沿った体制へと整えていきます。

○権利擁護事業のしくみづくり

茅野市でも大きな課題になってきているのが、権利擁護*に関するサービスです。市と茅野市社会福祉協議会は連携しながら、権利擁護センターのあり方、法人後見や市民後見人の養成なども含めて、どういう権利擁護*のしくみをつくっていくか、虐待対応なども踏まえて早急に検討していきます。

2 安心生活創造事業（ニーズキャッチと生活基盤支援）の拡充

厚生労働省は、茅野市を含む全国58の自治体を地域福祉推進自治体としてモデル指定し、「安心生活創造事業」を実施しています。この事業は今後、少子高齢化が進展したときに、どのように地域

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

で安心して生活をし続けていくことができるか、そのためのしくみを創造するための事業です。具体的には、支援が必要な人たちのニーズキャッチを確実に行うこと。生活に最低限必要な地域の見守りと買い物支援などの基盤支援を行うことです。

この事業は3年間の国庫補助事業ですが、茅野市では、その後もニーズキャッチを丁寧に行い、必要な見守りができる体制を整え、買い物などの生活基盤支援事業を実施していきます。

ここでいうニーズキャッチは「生活のしづらい人」を対象として、たとえば引きこもりや孤立している人、外国籍市民や市内転入者（別荘地含む）で地域とかかわりが持ちにくい人、自殺予防なども視野にいれた対応が必要になります。

○支え合い、見守りのネットワークづくり

また安心生活創造事業を通して、身近な地域で自助と共助と公助を組み合わせた、地域住民との協働によるケアマネジメントを展開するネットワークの構築を進めます。生活支援が必要な一人ひとりに対して、茅野市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*などが、その人にとって身近な地域に必要なネットワークをつくることで、その人らしい生活ができるようにしていきます。

○ニーズに対応した基盤整備

茅野市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業や小地域での支え合い活動、住民参加型有償福祉サービス事業「シャララほっとサービス*」などを展開しています。

今後は、支援を必要としている人を取り巻く地域の民生児童委員、福祉推進委員、地区社会福祉協議会や地区ボランティアなどとのネットワークを構築し、住民や専門職と協働した個別支援を行えるよう展開を図っていきます。このように、安心生活創造事業の最終的な目的であるセーフティネット*を整備していくことを重点的に推進していきます。

3 健康増進・福祉的予防の増進

茅野市の健康づくりは、長い蓄積があります。保健補導員や食生活改善委員といった市民の活動や学習によって、健康づくりが展開されてきました。市民一人ひとりが普段の生活のなかで若いときから「健康」を意識することが大切です。健康管理は個人の責任でもありますが、健康を地域ぐるみで推進できるような施策が必要です。

また、健康づくりは健康診断結果等を尊重した対症療法的な支援だけではなく、生まれたときから高齢期まで生涯を通じてその人らしい生活を安心して過ごせるような健康づくりや健康管理を支援していく必要があります。

○早期発見、予防につなげる体制整備

子どもの発達障害の早期発見を進めていくために、母子保健法に基づく健診、集団生活や家庭での発達・発育の状況を見ていく中で把握ができるよう、福祉、保健、教育等の分野が連携した体制整備をしていくことや、高齢者においては介護予防につながる健康づくりの講座を地域が主体的に開催できるよう支援していくなど、行政と地域がそれぞれの役割を持って市民の健康増進を図っていきます。

○地域活動への参加と福祉的予防

市民がさまざまな地域活動に参加する機会を増やし、活動を通して人間関係を豊かにしていくことが、ひきこもりや孤立化を防ぐだけではなく、結果として地域活動を盛り上げていくことになります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

ます。個別の日常生活動作を運動療法などによって維持するだけではなく、むしろ社会参加と活動を促すことで地域福祉活動を推進し、同時に福祉的な予防を推進していきます。

4 市内の事業者間のネットワーク

これから地域福祉の推進には、市や茅野市社会福祉協議会だけではなく、社会福祉法人や事業者間のネットワークの構築が必要になります。福祉21ビーナスプランの理念や内容を共通理解し、その上でそれぞれの事業者等が茅野市の地域福祉推進にむけてどのような取り組みができるかを話し合いながら、積極的に協働事業を推進していきます。そのなかで、社会福祉法人や事業者の地域貢献のあり方を模索していきます。

また市民が福祉サービスを利用しやすくするために、各事業所の情報公開や情報発信をすすめるとともに、第三者サービス評価を活用したり、市民目線からの質の向上に取り組みます。

そのためにも市内の社会福祉従事者を対象とした共通研修会の実施や従来の連絡調整機能に加えて、定期的な事例検討会など研究協議の場も設置していきます。それによって関係者の質的な向上と福祉21ビーナスプランの理念の実現、とりわけ専門職によるケアマネジメントシステム*の構築に取り組みます。

5 医療と福祉の連携のしくみ

地域包括ケアシステム*を円滑に進めるためには、今まで以上に医療分野と福祉分野が連携していくことが求められています。例えば病院から退院するときに、市民が安心して在宅生活に戻ることができたり、その後も緊密な医療機関とのつながりを継続していくために、退院計画や居宅介護支援計画が医療機関と保健福祉サービスセンターや介護保険事業者などの福祉機関で共有化できる仕組みをつくることが必要です。またそれらに基づいて、支援者の会議が実施できるようにしていきます。

さらに、市または茅野市社会福祉協議会は、近隣の住民どうしの支え合い等も退院後の大切な生活支援のための社会資源と考え、医療と福祉の連携の強化はもとより、地域資源を活用した支援につながるよう市民に対しても必要な医療情報や福祉情報を発信していきます。

医療と福祉の連携が図られるためには、市内の医療や福祉に関する情報を支援者の間で共有化することが必要です。そのためには、新しい社会資源、社会保障制度や新規事業についての啓発や情報共有を図る機会も増やしていく必要があります。

第2章 福祉でまちづくりをすすめるために

福祉21ビーナスプランにもとづいて地域福祉を推進していくためには、地域住民の主体的な参画が不可欠です。そのためには私たち一人ひとりの福祉意識を豊かに育み、4層（地区）や5層（区・自治会）、さらには6層（常会、町会、組）や7層（隣組、互助組）といった身近な地域での福祉活動（これを近隣福祉活動という）を活発にしていく必要があります。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

1 地域福祉行動計画の進行管理と支援

第2次プランでは、4層(ちの地区では5層)単位で、「地域福祉行動計画」を策定してきました。この計画にもとづいて、近隣福祉活動を「計画的」に推進していきます。これは組織活動で必要とされるP D C A (プラン<Plan>をたてて、実行<Do>して、見直し<Check>をして、改善<Action>をしていく)という一連のサイクルを、それぞれの近隣福祉活動でもきちんと踏まえながら活動をしていくことがひとつのねらいです。前例主義にとらわれず、少し先の将来を考えて活動を蓄積していくこと。また計画という形で地区のみなさんの意見を集約することで、より地区内の合意形成をすすめ、目標にむかって協働できる体制をめざしています。

各区・自治会(5層)では計画に基づいた目標を設定し実践していくことで地域の力を養っていくよう、また地区で活動されている団体・個人が計画的な活動から地区コミュニティの活性化につなげられるよう、地区コミュニティのなかでこの地域福祉行動計画をきちんと推進し進行管理していくことが不可欠です。ただし、主体に実践していく地区・区や自治会にすべてを任せのではなく、保健福祉サービスセンターを中心とした地域福祉行動計画推進チームが、計画推進に関する課題の解決や、計画の見直しまたは進行管理に対する方策などを、地域と意見交換をしながら必要な支援をしていくことが重要です。

また例えば、各地区的行動計画に基づく事業を展開していく際には、公開プレゼン方式を導入した助成金制度の創設(共同募金や事業費補助などを活用)、地区の取り組みの情報発信や必要な連絡調整や研修の機会などを設けていきます。

2 ボランティア活動の活性化、福祉意識の醸成や学習の機会

自助、共助を盛んにしていくためには、生涯学習の視点を大切にした福祉教育が大切です。とりわけ茅野市では小・中学校での福祉教育を熱心に取り組んできました。子どものときから福祉を学び、身近なこととして捉えることは重要です。とはいえた学校だけにそれを任せのではなく、地域ぐるみで福祉教育を展開していきます。そのためにはボランティアや福祉施設など関係者の協力が不可欠です。

○これからの生涯学習活動

また子ども・青年期だけではなく、公民館活動に福祉的活動や学習を積極的に取り入れていくことで、近隣福祉活動を推進していくことにつながります。茅野市の生涯学習は、自己充足型の学習から、パートナーシップのまちづくりという「問題解決型」、「地域還元型」、「住民参加型」の学習へと転換しつつあります。公民館活動の蓄積による住民自治を基本とした、共生できる地域にしていくために活動と学習をすすめていきます。

○ボランティア・市民活動センターの活性化

この10年間でボランティア活動は広がってきましたが、4層・5層を中心とした活動への展開が不十分であるなどが課題としてあがっています。ボランティアの活動ニーズを踏まえながら、必要な支援をしていくことが求められます。茅野市社会福祉協議会の「ボランティア・市民活動センター」が、よりボランタリーな意識を大切にした地域福祉活動を積極的に進めるとともに、そのための情報交流が活発に行えるよう拠点整備を検討していきます。

一方で、N P O法人による活動など、テーマ型の市民活動を積極的に支援していくための経営アドバイスやコーディネート*など中間支援をしていく必要がありますが、そのための組織づくりや拠

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

点整備などを進めていきます。ただし地域型活動とテーマ型活動が乖離するのではなく、お互いに協働できるようなしくみづくりを考えていきます。

3 福祉情報の収集と発信

高齢・障害・子育て・保健など、どこの分野でも「情報」の必要性が指摘されています。福祉情報をしっかりと、正しく提供することで、市民は自分にあった活動やサービスを選択したり、意識の啓発につながっていきます。ところが、現状ではそれらの情報が縦割りであったり、多岐にわたる種類の情報が一斉に提供されているなど、必要な人に、必要な情報が、必要な方法で伝わっていません。

そこで福祉情報を一元的に収集して、その相手にとって必要な内容をわかりやすく、また、正しく伝えられるように発信していかないといけません。

そのための福祉情報センター機能のあり方を検討し、茅野市社会福祉協議会と協働して発信できるようなしくみを考えていきます。

また、福祉情報は市内のことだけではありません。めまぐるしく変わる制度に対応していくためには、国や県の動向や他の先進地の取り組みなどのことも広く情報収集しておくことが大切になります。

4 外国籍市民への情報提供、相談

茅野市では、国際化にともない外国籍市民が多く生活されている中、価値観や文化の違い等から日常生活に関する様々な問題が起きており、その人たちが抱えている課題を踏まえた保健・福祉サービスを検討していく必要があります。

外国籍市民に対し、日常生活に必要な情報提供だけでなく、とくに保健・医療・福祉・教育の相談や支援をどのようにしていくかはこれから地域福祉にとって大きな課題であり、必要なニーズを把握するとともに、外国籍市民の家庭が安心して生活がおくれるように、相談体制の充実や、日常生活に関わる情報を主要な外国語で表記していくなどの推進をしていきます。

具体的には、健康相談冊子の作成・翻訳やメンタルヘルス*体制の整備、5か国語（英語・ポルトガル語・タガログ語・中国語・韓国語）による保健・医療・福祉等のわかりやすい情報提供を進めることや抱えている課題を関係機関につなげられるよう総合相談窓口を充実させていく考えています。

このような展開を図っていくためはN P O法人*、個人のボランティア活動、企業や地域の協力が欠かせないことから、関係機関・団体どうし情報共有をしながら協働できるしくみづくりを検討していく必要があります。

5 移送や災害時など生活に関連する領域の対応

その人らしい生活を支えていくためには、日常の福祉サービスだけではなく、いろいろな対応が必要になります。たとえば自家用車が使用できなくなったときの買い物や通院など、交通・移動の

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

問題は切実です。もちろんこれらは福祉だけの範囲で解決できる内容ではありません。幅広い関係者で検討していくことが重要ですが、一方で具体的に対策を講じないといつまでも先送りできることでもありません。

また災害時の対応に向けても、ふだんから準備しておくことが大切です。4層・5層を中心としていざというときにどんな対応ができるかを、災害時要援護者支えあいマップの作成を通じて人と人とのつながりを深め、地域の状況を確認し合いお互いに支え合うことから意識をしてもらい、さらには避難訓練など実施するなど各地で工夫して準備をすすめます。

第3章 お互いに支えあえる地域福祉を推進するために

先述したように「共助」を盛んにしていくためには、市民の自発的な活動を待つだけではなく、こうした活動が活性化していくような働きかけを積極的にしていく必要があります。第2次福祉21ビーナスプランでは、この共助の取り組みを増やしていくことを目標にしています。

1 地域福祉を推進する市民活動への支援や財源の検討

「NPO法人*の立ち上げ講座」「市民活動リーダー講座」など、組織的な市民活動を活性化させていくための講座や学習の機会を設けていきます。その場合、将来的にはNPO法人*を支援していくための中間支援組織が必要になってきますが、こうした機能や組織のあり方も含めて検討していく場をつくります。

またこうした活動を継続的にしていくためには、経営的な課題が生じてきます。とはいって行政の補助金だけに頼る構造は望ましくありません。むしろ経営的なアドバイスや市民活動を活性化するための地域福祉基金（ファンド）を検討します。その際には共同募金の助成のあり方をあわせて検討し、より地域福祉に貢献できる共同募金改革をすすめます。

一方、国では地域主権大綱に基づき、現行の補助金制度から地方自治体で財源配分が可能となる一括交付金制度へ、平成23年度から段階的に改正をします。この制度改革により市町村は、財源を分野ごとの必要な施策へ比重をかけることが可能となり、継続的に地域福祉を推進する市民活動に対する財源支援などについても期待をします。

2 福祉・保健人材の養成や研修

本プランを推進していくためには、地域の「人材」が不可欠であり、とくに民生児童委員や主任児童委員などの活動の重要性は、益々高まっています。ただし委員の皆さんのがんばりの活動だけに頼るのではなく、委員のみなさんの相談を受けたり、必要な研修や効果的な視察を企画するなど、側面的な支援が重要です。

保健補導員や食生活改善推進委員、福祉推進委員などの活動も制度が形骸化しないように、一人ひとりが主体的に活動できるような環境整備をしていかなければなりません。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

○地域における福祉人材の養成と役割の明確化

茅野市社会福祉協議会では、第1次プランに基づき「ふれあいサポーター*」の養成事業を進めてきましたが、養成されたサポーターの役割が明確になっていないことが課題となっています。地域の中で、福祉をとくに理解されている人材ですので、これから地域福祉を展開していくための体制づくりの中で検討していかなければなりません。一方、行政では、認知症を抱える人やその家族を理解し側面から支えていく「認知症サポーター*」の養成事業などにも積極的に取り組み、地域の福祉人材を増やしていきます。

○新たな福祉人材の養成への対策

また福祉施設などの職員不足も深刻です。各施設の自助努力に任せるだけではなく、将来の茅野市の地域福祉人材を集めるために、行政として人材募集の支援や、高校生で福祉系進路を希望する生徒への就学支援を考えていくとか、茅野市社会福祉協議会が中心となって、ハローワーク等と連携した「福祉人材バンク」を構想していくとともに、「ホームヘルパー*養成講座」など市民が福祉の資格を取得しやすくなるような環境整備に務めています。

3 住民参加型福祉サービス、地域密着型福祉サービスの推進

茅野市社会福祉協議会は、ファミリーサポートセンター事業の視点も取り入れた、有償の住民参加型福祉サービス「シャララ・ほっとサービス*」を実施しています。

今後は、茅野市の現状とニーズを把握し、子育て支援など新たなメニュー開発に向けて取り組み、事業内容や運用方法を市と連携して様々な角度から検討し、拡充していきます。

また、障害のある市民の外出サポートのための「ガイドヘルパーセンター」など、必要な住民参加型福祉サービスについても検討していきます。

一方、介護保険制度における地域密着型福祉サービスのサービス量が増えていないという課題もあります。市内の介護ニーズを把握し、必要な地域密着型サービスが整備されるように支援します。

*印のある用語説明は、110ページからの「用語の説明」に掲載しております。

用語の説明

(50音順)

用語	説明
【あ 行】	
いきいきサロン	ひとり暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者等と、地域住民(ボランティア等)が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、高齢者と地域住民が協働で企画し、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げること、また、地域の介護予防の拠点として機能する活動です。保健福祉サービスセンターがお手伝いし、行政区ごとに開催しています。
NPO法人	特定非営利活動法人。要件としては、民間で公益に資するサービスを提供する営利を目的としない団体です。特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）にもとづいて法人格を取得した団体をNPO法人と言います。
【か 行】	
グループホーム	5～10人程度の人数で家庭的な雰囲気をもって共同生活をし、同居者や介護スタッフが生活援助を行うところです。
ケアカンファレンス	サービス担当者会議。ケアプランを作成するにあたって、要介護者やその家族、介護支援専門員及び保健・医療・福祉サービスなどの各担当者がチームを組んで検討します。
ケアマネジメント	ケアの必要な人や家族の相談に応じ、そのニーズを適切に把握したうえで、さまざまなサービス提供機関と調整を行い、サービスを総合的・継続的に提供する活動。利用者と福祉や医療などの社会資源を結びつける手法です。
ケアマネジメントシステム	個人や家族のもつ複数のニーズを丁寧に受け止め、地域のなかで自立した生活が営めるように、それぞれの専門職が連携しあって支えていくシステムです。
ケアマネジャー	福祉21ピーナスプランで表現している「ケアマネジャー」は、介護保険制度に基づく「介護支援専門員」ではなく、「茅野市のケアマネジメント（63ページ参照）」に携わる人のことを指しています。
権利擁護	基本的人権を擁護し保障することです。高齢者や障害のある人などの人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難なひとに代わり、援助者が代理として権利やニーズ表明を行うことをいいます。
コーディネート	各部を調整し、全体をまとめることです。
コミュニティソーシャルワーカー	本文66ページ「■ワンポイント」を参照してください。
コミュニティビジネス	住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。
【さ 行】	
災害時要援護者支え合いマップ	集中豪雨や地震等の災害時に、高齢者や障害者等（要援護者）の避難支援がもれなくスムーズにできるよう、地域住民による避難支援計画の情報を共有しておくためのマップです。また、茅野市では、マップの作成過程を通じて地域住民に支えあいの地域福祉を推進していくための手法としてもつかわれます。茅野市では、「助け合いおたがいさまっぷ」とよんでいます。
シャララほっとサービス	茅野市社会福祉協議会の事業です。高齢者や障害者、または子育て中の家庭など、日常生活の中で困ったことが起きたり、誰かの手助けが必要になった時、社協会員が「お互いさまの気持ち」でお手伝いする住民参加型の有償サービスです。
スーパービジョン	対人援助を行う職員（医療・福祉などの現場で特に相談援助を行う職員）が、専門家としての資質の向上を目指すための教育方法です。

用語の説明

(五十音順)

用語	説明
成年後見制度	認知症や知的障害などの理由で判断能力の不十分な方々の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援する制度で、主に本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに支援を行います。
セーフティネット	社会的・個人的な危機に対応する方策のことです。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。安全策。
セルフヘルプグループ	「自助グループ」ともいいます。難しい病気を持つなど、同じ問題をかかえている人たちが、思いや体験を話したり聞いたりすることで悩みや苦しみを分かち合い、自分らしく生きていく力を得ようという目的で集まるグループのことです。
ソーシャルワーカー	本文66ページ「■ワンポイント」を参照してください。
【た 行】	
地域活動支援センター	障害者自立支援法に基づく、利用者への創造的活動や生産活動の機会などの日中活動を提供する場。茅野市では、「あすなろセンター」や「ひまわり作業所」がそれにあたります。
地域包括ケアシステム	保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、それぞれの関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続することができるよう、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスを提供していくために設置され、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等の専門スタッフを配置して、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行っています。
チームアプローチ	医師や看護師などの医療専門職や、介護福祉士、ソーシャルワーカー(社会福祉士)などの福祉専門職など、当事者(患者)を取りまく全てのスタッフがチームを作り、ケアマネジメントを行う方法です。 さらに地域の民生児童委員や近隣の地域住民などの準ボランティア的な方々が加わることもあります。
デイサービス	高齢者や障害者が、日中、デイサービスセンター等に通って、食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練等を行う介護施設サービスのことをいいます。自宅に閉じこもりがちな方が利用することで、心身状態の維持や向上が図れる他、介護者の心身の負担を軽減させることを目標としています。
【な 行】	
ニート	就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人の訳。日本では、内閣府の「青少年の就労に関する研究会」の中間報告から「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15~34歳の個人」と定義しています。
二地域居住	都市住民が、多様なライフスタイルを実現するための手段の1つとして、農山漁村に滞在拠点を持ち、双方を仕事や余暇で行き来しながら、田舎でのゆとりある生活を楽しむ新しい居住スタイルのことです。 滞在地域での空き家・空き地の有効利用や地域消費需要の拡大、将来的な定住による人口増などの効果が期待されています。
認知症サポーター	認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を地域の中で温かく見守る応援者です。認知症サポーターになるには「認知症サポーター養成講座」の受講が必要で、受講者にはオレンジリング(プレスレット)が配布されます。 今後は、地域の福祉人材として期待されています。
ノーマライゼーション	高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方のことです。

用語の説明

(50音順)

用語	説明
【は 行】	
バリアフリー	障害のある人が生活の中で障壁（バリア）となっているものをとりのぞくこと。もともとは建築の言葉として使われ、建物の中の段差など、障壁をなくす、という意味で使われていました。しかし、現在では、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害をとりのぞく、という意味でもつかわれます。
福祉バスピーナちゃん	茅野市の福祉バスです。 主に65歳以上の人や、障害のある人の社会参加の利便を図るため、やさしく、便利なお出かけバスとして、既存の生活路線バスが運行されていない地域や運行が少ない地域を中心に、市営温泉施設、病院、市役所等公共施設を経由し、既存バス路線との共存共栄を図りながら運行しています。
ふれあいサポーター	茅野市の福祉制度を学び、実際の体験や介護者の方のお話を交えながら地域福祉や介護についての基礎的な理解と技術などを身につけ、家庭や地域で活動することを目的としています。 今後は、地域の福祉人材として期待されています。
ホームヘルプサービス	訪問介護のことです。 日常生活に援助の必要な在宅高齢者、在宅障害者の方に身体介護や生活援助を行うサービスです。
保険者	保険の運営主体のことを「保険者」といいます。 介護保険制度では、介護を社会全体で支えていくという高度な公共性を有していることから、原則として市町村（または広域連合や一部事務組合）が保険者となっています。 保険者は、介護保険事業計画を策定し、その計画に基づいて介護保険制度を円滑に運営する責務があります。
【ま 行】	
メンタルヘルス	精神的健康の管理のことです。
【や 行】	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障害のある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方です。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとって便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念です。
【ら 行】	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階をいいます。
ライフプラン	結婚や子育て、住居、老後の暮らしなどについての計画です。
【わ 行】	
ワンストップサービス	本文53ページ「■ワンポイント」を参照してください。